

山梨県公報

第七百五十二号

平成十九年

四月十二日

木曜日

目次

道路の区域変更	二八三
道路の供用開始	二八三
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	二八三
建築基準法に基づく道路位置指定	二八八
公告	二八八
特定非営利活動法人の設立の認証申請	二八八

告示

山梨県告示第六十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成十九年五月七日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年四月十二日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一四〇号
- 三 道路の区域

区間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
山梨市大字落合字五躰尊八二番の一地先から 山梨市大字落合字百十所一番の七地先まで	九・八〇 一一・〇〇	九・八〇 四四・四〇		二二〇・〇
	二二〇・〇	二二〇・〇		

山梨県告示第六十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成十九年五月七日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年四月十二日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	吉野上野原 停車場線	上野原市大字新田字篠久保五九 二番の六地先から 上野原市大字新田字腰巻一〇四 三番の四地先まで	一八七・〇	平成十九年 四月十二日

山梨県告示第六十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土木部砂防課及び峡南建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年四月十二日

山梨県知事 横内正明

- 一 土砂災害警戒区域

市町村名	土砂災害警戒 区域の名称	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	土砂災害警戒区域の表示	
			急傾斜地の崩壊	次図のとおり (図面省略)
身延町	久那土	急傾斜地の崩壊	久那土の2	急傾斜地の崩壊
			久那土の2	
			三沢日向 1	

割子の3 1	割子の2	割子の1	奥杯 2	奥杯 1	大草 8	大草 7	大草 6	大草 5	大草 4	大草 3	大草 2	大草 1	日向 3	日向 2	日向 1	三沢日向の2 2	三沢日向の2 1	三沢日向 2
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

下部の3	下部の2	竹ノ島 3	竹ノ島 2	竹ノ島 1	出口 2	出口 1	槍平	五条	車田 3	車田 2	車田 1	開持 の2	開持	大道	大石 3	大石 2	大石 1	割子の3 2
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

鍋倉川	車田沢	いたち沢	久那土沢	新地沢	西伝水沢	伝水沢	割り 2	割り 1	出口	竹ノ島向の2 2	竹ノ島向の2 1	竹ノ島向	常葉	山口 2	山口 1	北原	境畑 の2	境畑
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

桧平沢 2	桧平沢 1	屋形沢	出口沢	屋形沢の2	大黒沢川	奥杯沢	大道沢	大道沢の1	大道沢の2	開持川の2	開持川 5	開持川 4	開持川 3	開持川 2	開持川 1	海端川 3	海端川 2	海端川 1
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

二 土砂災害特別警戒区域

五条	楠田 2	楠田 1	大草伝水沢	大草上の山	島沢	樋屋の沢	宮の平沢	山口沢	芦原沢	市之瀬沢	源太屋敷沢	上向沢	入の沢 4	入の沢 3	入の沢 2	入の沢 1
地滑り	地滑り	地滑り	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

															身延町	市町村名
割子の1	奥杯 2	奥杯 1	大草 8	大草 7	大草 5	大草 4	大草 1	日向 3	日向 2	日向 1	三沢日向の2 2	三沢日向の2 1	三沢日向 1	久那土の2	久那土	土砂災害特別警戒 区域の名称
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類											
															次の図のとおり (図面省略)	土砂災害特別警戒区域の表 示及び当該自然現象により 建築物に作用すると想定さ れる衝撃に関する事項

下部の2	竹ノ島 2	竹ノ島 1	出口 2	出口 1	槍平	五条	車田 3	車田 2	車田 1	開持の2	開持	大道	大石 3	大石 2	大石 1	割子の3 2	割子の3 1	割子の2
急傾斜地の崩壊																		

車田沢	いたち沢	久那土沢	新地沢	西伝水沢	伝水沢	割子 2	割子 1	出口	竹ノ島向の2 2	竹ノ島向の2 1	竹ノ島向	常葉	山口 2	山口 1	北原	境畑の2	境畑	下部の3
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

開持川 1	土石流
開持川 4	土石流
開持川 5	土石流
大道沢の1	土石流
大道沢	土石流
大黒沢川	土石流
屋形沢の2	土石流
出口沢	土石流
屋形沢	土石流
桧平沢 1	土石流
桧平沢 2	土石流
入の沢 2	土石流
入の沢 3	土石流
入の沢 4	土石流
上向沢	土石流
市之瀬沢	土石流
芦原沢	土石流
山口沢	土石流
宮の平沢	土石流

樋屋の沢	土石流
島沢	土石流
大草伝水沢	土石流

山梨県告示第六十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年四月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の位置
笛吹市石和町下平井字小石原四一七番一、四一八番二及び四一九番四
- 二 道路の幅員
最大六・〇メートル 最小四・〇五メートル
- 三 道路の延長
六三・三二メートル

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十九年四月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成十九年四月三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 Merry Nursery
 - 2 代表者の氏名 村井つかさ
 - 3 主たる事務所の所在地 甲斐市中下条千七百七番地六

4 定款に記載された目的

この法人は、障害を持つ未就学の子どもたち、心に傷を持ち学校生活になじむことのできない子どもたち、またその保護者を対象として、子どもたちが心身ともに健やかに育ち、豊かな人間形成と健全な成長を遂げることができるよう支援事業を中心に、安心して子育てができるよう、地域社会における子どもへの健全育成と福祉の増進、また豊かな子育ての環境の発展に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十九年四月四日から同年六月三日まで

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番